

## 『文化経済学』誌等の著作権の帰属についてのお願い

2009年1月31日

文化経済学会〈日本〉理事会

文化経済学会〈日本〉では、独立行政法人科学技術振興機構（JST）の支援を受けて、『文化経済学会論文集』第1号～第3号、および『文化経済学』第1巻第1号～第5巻第4号を電子化し公開する電子アーカイブを計画しております。また、各研究機関においては、所属研究者の論文を収集して公開するリポジトリも進みつつあります。これらによって『文化経済学会論文集』および『文化経済学』掲載論文が広く読まれるようになると、研究成果の社会への還元にも寄与し、また、後世の研究にも資するところが多いと考えられます。

これまで本会では、著作権に関する規定を明確にしておりませんでした。しかし、電子アーカイブを行うにあたっては、著作権が著作権者から文化経済学会〈日本〉へ譲渡されているか、著作権の行使について著作権者から許諾を受けていることが必要となります。本来は、各著作権者からの譲渡または許諾を得ることが必要ですが、本会が発刊した刊行物に掲載された論文・記事等の著作権者は非常に多く、また連絡先が不明の著作権者も少なくないことから、個別に譲渡または許諾の手続きを行うとすると、その事務量は膨大なものとなります。

そこで理事会としましては、著作権のうちの複製権（著作権法第21条）と公衆送信権（同第23条）の行使に限り、著作権者から本会に委託願うことにいたしました。具体的には、過去に発行された『文化経済学会論文集』および『文化経済学』、および今後発行予定の『文化経済学』に掲載された論文について、次の3項目を適用することをご承認いただきたいということです。

- (1) 文化経済学会〈日本〉は、学術目的のため、該当する論文を複製する権利と公衆送信する権利を有すること。
- (2) 文化経済学会〈日本〉は、学術目的のため、第三者に上記(1)と同様の権利を行使させる権利を有すること。
- (3) 上記の行為により収入がある場合は、この収入を本会の運営費用に充てること。

以上3項目につきまして、この会告によってご承認をお願い申し上げます。なお、過去に発行された『文化経済学会論文集』および『文化経済学』所収の論文のうち、上記の3項目についてご承認いただけないとお申し出があった論文につきましては、アーカイブの対象とはしないことにいたします。ご承認いただけない著作権者または相続権をお持ちの遺族の方は、2009（平成21）年3月31日までに、その旨を文化経済学会〈日本〉事務局宛にご連絡ください。お申し出のなかった論文につきましては、ご承認いただけたものとして電子アーカイブの作業を進めさせていただきます。また、この会告が全ての著作権者の目に触れることにはならないと思われまますので、本会告を知る機会がなかった等の理由で期限後に該当者からのお申し出があれば、当該論文の公開はそれ以後の適当な時期をもって中止いたします。

なお、今回の複製権と公衆送信権の行使の委託は『文化経済学会論文集』および『文化経済学』を電子公開することが目的であり、著者が研究・教育・普及等の非営利目的のために『文化経済学会論文集』および『文化経済学』掲載論文を複写・引用・転載することは、これまでと同様にできることを申し添えます。